

船橋市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

第17条の規定に基づき、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行うことにより、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取組が推進されることにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現のため、船橋市障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる業務を行う。ただし、個別事案についてのあっせん、調停、裁定など紛議に関する調整手続は行わないものとする。

- (1) 障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換に関すること。
- (2) 障害者差別に係る相談対応についての助言に関すること。
- (3) 障害者差別解消の推進に係る広報その他の啓発活動に関すること。
- (4) その他障害者差別解消の推進に必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会の委員の定数は15人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 千葉県中央障害者相談センターの推薦する者
- (2) 教育関係者
- (3) 障害福祉団体の推薦する者
- (4) 船橋市自立支援協議会権利擁護部会員
- (5) 相談支援事業者
- (6) 社会福祉協議会の推薦する者
- (7) 民生委員・児童委員
- (8) 保健・医療関係者
- (9) 経済関係者
- (10) 公共交通機関関係者
- (11) 弁護士

(12) 船橋人権擁護委員協議会の推薦する者

(13) その他市長が必要と認める者

2 前項に基づき委嘱又は任命された者の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 地域協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、地域協議会の委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者（以下「参考人」という。）を地域協議会に出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

5 会長は、議事の進行にあたり、公正性を保つために必要があると判断したときは、委員その他の地域協議会の出席者に対し、地域協議会への参加を制限することができる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密の保持等)

第5条 地域協議会は、非公開とする。

2 地域協議会の委員(第4条第4項の規定により、会長が出席させた参考人を含む。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第6条 地域協議会の庶務は、障害福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。